

〈資料紹介〉「堀川通絵図」

服部 英雄・堀内 亮介

キーワード

堀川 土地利用 名古屋城下町 熱田 蔵屋敷 御船手役所 御船蔵
御材木場 町人地 千賀志摩守 千賀信立 尾州茶屋家 伊藤次郎左衛
門 明治時代初期

《解題》

1 縮尺

名古屋城総合事務所には、表紙に「堀川通絵図」とある冊子が保存されている。堀川兩岸の「法通」（法は寸法）を実測した大縮尺図で、「百間老尺」、すなわち縮尺600分1図である。地籍図が分間図（一間を一分）であることに全く同じで、きわめて精度が高く、丈量ならびに土地所有者・管理者が記される。周囲の施設も素描されており、貴重な詳細図である。江戸時代の堀川の様子はいくつもの名古屋城下図によって概要（あらまし）はわかるが、これほど詳細な図はなく、豊かな歴史情報が得られる。名古屋城調査研究センターは発足以来、少しずつ名古屋城に関わる史料を紹介してきたが、今回はこの堀川史料を紹介する。本史料は付箋の下に文字が書かれている場合も多いが、紙幅の関係で付箋を下げた状態で写真を撮影して、末尾に図版として全編の写真を付けた。また、付箋が糊付けされたところは剥がせず、透かし読みしかできない。このように複雑な構成の史料であり、文字だけでの紹介には限界があるが、記載された情報は興味深い内容であるため、後ろに翻刻文を付けて

内容を少しでも伝えられるようにした。

2 制作時期

本史料は藩政時代に作成されていた原簿に、付箋で明治以降の新所有者を記しており、移行期の様子がわかる。凡例の付箋、「壬申五月廿八日 営繕懸り江問合」という記述から、壬申年（明治五年）（一八七二）に新・愛知県（明治五年四月設置）の組織となった営繕懸とのやりとりがあったことがわかる。また「大幸川堀割 天明五巳年（一七八五）出来」、「悪水除 文化五辰年（一八〇八）出来」という記事があるから、本絵図制作の上限は一応文化五年で、実際には幕末維新前と明治五年前後の状況を反映する。

3 伝来

名古屋城総合事務所に所蔵された経緯については史料カードに記載がなく、今は不明である。本史料の番号は500番代なので0番代が付されている宮内省引き継ぎ文書ではなく、戦後の収集となろう。

4 起点と川巾・橋

大幸川との接点である堀留が起点である。大幸川は川幅が堀川の4分1ほどで狭いが、段差（落差）なく描かれる。橋の名前は記されない。堀留左岸には雁木があり、荷揚げ場である。右岸に雁木はないが、木造

場・材木揚ケ場があった。これより下流は納屋橋下まで雁木はない。

堀川絵図は堀留から始まって白鳥・熱田に至るが、上島橋（うわばた橋Ⅱ五条橋）・中橋・伝馬橋まで橋の間隔は碁盤割の東西街路二本に一架橋で間隔も狭い。納屋橋までは通り三本、それより下流は日置橋・古渡橋・尾頭橋（佐屋街道）で、橋の間隔は上流部に比べて極端に長くなる。それより下流に橋はなく、熱田で茅渡しになる。

設計図通りに掘削された川だから、川巾は上流部十三間、上島橋十二間半、中橋十二間半、伝馬橋上十一間二尺、下十一間半、納屋橋上十四間、下十一間半、日置橋十一間半とほぼ画一的である。ただし所々「川巾八分間を除く」という記述があつて、実測が難しいところがあつた。

5 御船手

納屋橋下流は見開き三枚に及ぶ広域が御船手であつた。線引きされた長十五間幅の左岸土地に御船手と書かれて、異筆で「元」と加筆される。紙張りの下には倉廩方、普請方があつた。藩政期の御船手の廃止前と廃止後の様子、それぞれがわかる。上記の隣接地は当初の用紙には千賀志摩守とあつたが、付箋が重複し、すぐ上の付箋が「与八郎」、その上の付箋が「千賀信立」で、千賀志摩守は尾張藩船奉行で、代々与八郎・志摩守を称し、藩政期最後の当主は信立だった。信立は文政五年（一八二三）生まれ、慶応三年（一八六六）家老、明治二年（一八六九）名古屋藩権大参事。志摩守という官途名が廃止されたから、付箋で与八郎とした（なお「千賀家文書」が鶴舞図書館に所蔵される）。

御船手より堀川へ向けて雁木を下った位置に番所があつたが、廃止となつて付箋糊付けで隠された。御船手より下流に長さ十五間の船繫場や

船杭がある。その間および前後に土蔵、木挽小屋二棟、大工小屋四棟があつて、これらには付箋がなく、現用のままだった。木挽小屋・大工小屋では船の修理が行われただろう。

それより下流は天王への小路を挟んで長□（六か）拾五間、つづいて長さ四拾一間と広大な土地が元御船手役屋敷であつた。船手は料紙二枚にまたがつており、長大で小沢近十郎他七名またもう一筆が三名に分与されていた。この個所を別の城下図でみると、

御蔵・三蔵筋・御蔵・御船屋敷・御船御用屋敷・千賀孫兵衛・天王・小道・御水手屋敷・水路・御水主屋敷

となつている（個人蔵「御城下絵図」、蓬左文庫高精細画像閲覧データベース収録）。

6 沿岸の所有者―伊藤次郎左衛門・岡谷惣助・志水・竹腰・石河ら

その対岸右岸には石垣で築かれた台に、目印のような工作物があつて、その上流の広い土地は伊藤次郎左衛門、付箋にみる新所有者は五人になつて、天王構の外は茶屋万右衛門が二筆、その下流部も茶屋の関係者の名が見える。数筆の付箋には岡谷惣助の名も見える。

沿岸には高須御蔵や志水・竹腰・石河ら美濃などに領地を持ち、年貢が尾張に搬入される重臣の管理地があつた。また師崎屋・内海屋という知多が基盤とおぼしき商人の土地もあつた。

7 江川捨水と水車

堀留から至近の距離に江川捨水があつて、納屋橋下にも右岸江川からの水路がある。江川は庄内用水東井筋であるけれど、「尾州名古屋御城下之図」(蓬左文庫蔵、前掲データベース収録)ほか多くの絵図には右岸に池、あるいは「御池」が描かれている。一帯は湿地帯で、過剰な水に苦しむことがあつた。後者の場合は水車が設置できるほどの大きな落差があつた。江川からの水路は両者ともに他の城下図にも描かれているが、水車は描かれていない。伊藤正博・沢井鈴一『堀川 歴史と文化の探索』(あるむ、二〇一四)によると、貞享元年(一六八四)の設置で十年ほどにて廃止されたとの記述があるが、本史料にも描写があるから、明治初年に再使用されていたようだ。近くには水車町という町名があつた。付箋はこの水車水路を境として旧来(時期不明)は北が雑税係(懸)、南は熱田まで営繕係(懸)の持ち、と記す。水車の東に橋があつて、その道の北側に木戸のようなものが描かれている。また水路末端の堀川本流に捨て石のようなものが描かれている。

日置橋の西側付け根には石垣の上に小屋のような建物があつて、下流にも少し小ぶりで同形の建物がある。日置橋周辺の右岸は上部に階段があつて、下はその道が続くように上下路がある。

8 無三杓

悪水杓は両岸からいくつも流入する。日置橋下流には無三杓の末端が描かれている。無三杓は庄内用水西井筋(惣兵衛川)のこのよう形で、庄内川左岸の高所を流れてから、この位置にて堀川に流れ込んだ。無三杓または無三殿杓として『尾張徇行記』の押切・栄(生)・日々津よ

り露橋・高須賀・五女子までの各村に記述がある。無三を法名とした松平図書康久に由来するとされ、露橋には「むさんどはし」と彫られた橋柱が残る。

9 河戸

河岸にはところどころ河戸がある。木曾川の起宿渡船場には船橋河戸、宮河戸のような渡船場があつたから、船着をさすのではないか。河戸は雁木があるものもあつて、そこは荷揚げ場か。固有名詞が付いているものもある。排水口を持つものもある(日置橋下流)。『祖父物語』によれば、豊臣秀吉は「清須ミツノガウ戸の生まれ」となっている。清須御園(ミソノ・ミスノ御簾野)河戸であろう。

10 水稽古小屋・見取所

下流部の柵で囲まれた一角に切り妻で窓のあるりっぱな建物があつて、水稽古小屋と注記される。その対岸には旧藩時代には見取所があつたが、貼り紙があるように、明治になって廃止された。

11 羽柴屋源七材木場・船江堀割

それより下流左岸には羽柴屋源七材木場があつて、五つの水溜になっていた。四つには口があつて、一つには口がない。その下流が船江堀割で十の堀割りが連続する。

12 白鳥役所構・御船蔵

その下流は柵の仕切りに番所があり、左岸は白鳥役所構、続いて御船

蔵があり、門の下には雁木がある。距離が長く両端に番所があり、木戸もあった。右岸は岸辺に並木があつて番所もある「御材木場」だったが、「御」に付箋が貼られて、敬語のない「材木場」となっている。

13 大夫堀

白鳥材木場のすぐ上に堀があつて、

大夫堀 長八拾「五」間

大夫堀 分間不抱

とある。大夫堀については『事蹟録』（名城集成二〇八）に

白鳥辺ハ今ニ大夫堀ト云伝、是ハ福嶋左衛門大夫被申付ト也、普請之衆ト平岩主計頭時々不和之事アリトナシ 慶長記

とある。一読すると堀川白鳥辺の堀削が福島左衛門大夫正則の工事にかかわると思いがちだが、通絵図によれば、大夫堀は白鳥にある一本の堀削の呼称であつた。堀川は二通の細川忠興書状によつて、千石夫により堀削されたことがわかる。西国北陸大名全員による普請で福島正則のみによるものではない。（服部「名古屋城築城考・普請編」『（本）紀要』三号二五頁・同「天守建つ・続名古屋城築城考」『同』四号八頁）。

14 御船蔵・船作事場

それより下流は左岸が熱田白鳥町を経て、熱田材木町に連続し、右岸

は竹矢来で囲まれた御船蔵だつた。最下流は左岸が船作事場、右岸が熱田新田で終わっている。熱田の道には木戸が描かれている。

15 橋脚

この絵図では各橋の橋脚は省略されている。五条橋（上島橋）については『美濃路宿村大概帳』に「板橋 高欄擬宝珠附 長拾六間 横三間 老尺余 橋杭三本立四組」とある（『堀川』一三三頁）。尾府名古屋図（蓬左文庫）にも橋脚は描かれる。（『（本）紀要』本号55頁図版）

（文責 服部）

《翻刻》

凡例

・「堀川通絵図」（名古屋城総合事務所蔵）全編を一部判読できなかった箇所を除いて翻刻した。判読できなかった箇所は、文字数が推定できる場合は□、推定できない場合は「」で示した。

・【】で示したのは《図版》で示した図版番号である。原則として各図版の上部（西岸）、中央部（堀川）、下部（東岸）の順に見出しを付けて翻刻し、図面と対比できるようにした。

・付箋上に書かれた文字は、（西岸付箋）・（東岸付箋）と見出しを付け、一つずつ「」に入れて示した。

・付箋や朱書によつて抹消された部分は、（抹消）「」として示した。

・西岸・東岸のうち、付箋の下にあった文字については（付箋下）と見出しを付けて、当該文字を隠していた付箋の後に示すようにした。

（文責 堀内）

【表紙】

(表題) 堀川通絵図

【図1】

(付箋) 壬申五月廿八日 營繕懸り江問合

一 堀川河岸間竿延有無之事 六尺二寸五ト

一 外郭内外開居地同断 六尺貳寸五ト

一 所々開拓地同断 六尺五寸

凡例

(＊白) 堀川法通之内東側木挽町より納屋橋迄西側小船町上大吉構本家

方納屋橋下モ迄両法通り税取立市井掛持

但大吉構北家ハ土木掛持之地也

【図2】

(＊紫) 此色広井村地内

(抹消) 「大代官方支配 川縁法通扣主より□圓銀上納」

(＊橙) (抹消) 「此色御船手支配道廻屋敷方支配」

「但聖運寺南境より下も小川町惡水落土場迄町屋前後通

扣主方地代銀上納」

(＊朱) 此色五女子村地内「元」大代官方支配扣主方年貢上納元船

番所地内より上之「元」林藤八知行所本田之内四畝拾歩證文引

(抹消) 「掃部頭様御構内道通川縁共地所ニ付上納方不払分寺扣

之分ハ借主方地代銀其寺江上納」

(＊灰色) 此色熱田神領地東側尾頭橋

【図3】

より下もハ外面家居土台方法通り三間神領地扣主方年貢上納

(抹消) 「但白鳥三朝屋前法通り扣境不相分」

(＊縦線) 此印銘々扣境

(＊横点線) 此墨星を以書頭彩粉無之分法通之外川内縁場其所扣ニ属ス

(＊深緑) 此色日置村地内道通「元」町方支配

(抹消) 「東西法通御作事方支配屋敷構之分東西共道巾中央を

境ニ構ニ属シ半分ハ屋敷方支配法通銘々扣地代銀御作

事方江上納」

(＊黄) 此色古渡村地内東側古渡橋迄道通「元」町方支配

(抹消) 「法通御作事方支配次キ尾頭橋迄東側大代官方

【図4】

支配夫々扣主方年貢代上納西側古渡橋方尾頭橋迄法

通御作事方支配道通町方支配屋敷構之分道巾中央を境

ニ構江属シ半分ハ屋敷方支配法通扣主方地代銀御作事

方ニ上納」

「但古渡橋より上ミ横井十郎左衛門境迄法通御作事方

方裁許前へ草刈取」

「但地所違ひの分は彩を以分之」

一 間數大方百間老尺之割川巾間ハ分間を除く

【図5】

(西岸付箋) 「七十八間半長坂左馬五郎」「拾五間長坂左馬五郎」

「木造場材木揚げ場」「拾七間四尺奥原禮次郎」

「八間志水武雄」

(堀川付箋) 「大幸川堀割 天明五巳年出来」

【図6】

(西岸付箋) 「老間半 志水剩太郎」 「四間 文助」 「六間 木屋松兵衛」

「式間 大伝馬丁清吉」 「式間 木屋太七」 「四間 内家」

「三間 大和屋代吉」 「是より下モ水車上迄市井科支配」

(欄外付箋) 「是より北限老丁程元宮繕掛持」

「一是より水車筋迄南凡拾四五丁程町家住居士
藏等取立旧来雑税掛り持」

(東岸付箋) 「中畔惡水杓」

【図7】

(西岸付箋) 「江川捨水井筋」

(東岸付箋) 「六間 なや徳次郎」 「三十八間 車屋庄七」

「三間半 車屋庄七」

【図8】

(堀川) 巾拾三間

(東岸付箋) 「矢来方上三拾間程惣河戸」 「惡水落」

「三間 庄七 五間 権藏」

(欄外付箋) 「是より北凡四丁程元宮繕掛持」

「一是より南納屋橋迄凡拾町程材木薪置場等旧
来雑税懸持」

【図9】

(堀川) 上畠橋 巾拾式間半

【図10】

(堀川) 中橋 川巾拾式間半

(東岸付箋) 「山田屋前惡水」

【図11】

(西岸付箋) 「宮尾新左衛門表」

(堀川) 巾拾老間式尺 伝馬橋 川巾拾老間半

(東岸付箋) 「惡水落」

【図12】

(西岸付箋) 「岩間勘兵衛」 「内海屋伝左衛門土藏」 「師崎屋長兵衛河戸」
「皆川屋庄藏」

【図13】

(西岸付箋) 「戸田道河戸」 「奥田河戸」

(堀川) 川巾拾四間 納屋橋

(東岸) 河戸 長六間

長二拾九間半 物置 物置 道通り

(堀川沿い) 釜ヤ 法通り

(東岸付箋) 「七間 安田佐吉」

(欄外付箋) 「是より北旧来雑税掛り持」

「一是方南熱田出先まで元宮繕懸り持」

【図14】

(西岸) 土藏三間 物置二間 物置三間 土藏長十間

土藏長十間 土藏長七間

水車

土藏三間 土藏三間 (抹消) 「」

(西岸付箋) 「瀬戸物河戸」

「八間二尺 柴田竹三郎」 「九間二尺 内田経三郎」

(付箋下) 拾四間

〔欄外付箋〕「是より北地券区中南区外」
 〔七間 伊藤由三郎〕「九間半 熊谷庄二郎」
 〔欄外付箋〕「是より北旧来雑税懸ノ持」
 「一 是より南熱田出先迄元營繕懸ノ持」
 〔拾間 老尺 岡谷惣助〕「三間半 西水主丁 定八」
 〔付箋下〕拾間 鉄炮町しやう扣
 〔五間 二尺 伊藤相馬〕「五間 老尺 伊豆屋久兵衛」
 〔老間 一尺 伊豆や久兵衛〕「式間 安藤善祐」
 〔九間 中嶋屋 政吉〕
 〔付箋下〕長五拾四間 尊寿院扣
 〔堀川〕巾拾老間半
 〔東岸〕長百二十一間半 長三拾二間
 〔東岸付箋〕倉廩方 〔抹消〕「御普請方」
 【図15】
 〔西岸〕〔堀川沿い〕道通り 〔抹消〕「」法通り
 〔西岸付箋〕「八間 二尺 瓦屋惣八」「三間半 指物屋与八」
 「三間半 茶屋 勘藏」「三間 指物屋与八」「五間 源藏」
 「老間 式尺 弥三郎」「五間 桶師定次郎」「式間半 伝左衛門」
 「五間半 甚助」「五間 茶屋万右衛門」
 「八間 五尺 茶屋万右衛門」「十間 五尺 太兵衛」
 〔付箋下〕長四拾一間 茶屋町 次郎左衛門扣
 「八間 天王構」「六間 船大工新助」「三間 西水主丁仙九郎」
 「九間 四尺 左藏」「式間半 甚九郎」「老間 五尺 東や甚九郎」
 〔付箋下〕長五拾四間 納屋町 大野屋ちか扣

「三間 乙吉」「十七間 〔抹消〕「半」五尺 正吉」
 「廿一間 長円寺前明地」
 〔付箋下〕長式拾二間 長円寺
 〔堀川〕●船杭 ●同 ●同
 〔東岸〕長拾五間 長十五間 元御船手 長九間
 〔堀川沿い〕土藏 〔抹消〕「船番所」木挽小ヤ 大工小屋
 大工小ヤ 大工小ヤ
 巾五間
 木挽小ヤ 長十五間 船繫場 大工小ヤ
 〔東岸付箋〕「四十七間 千賀信立」
 〔付箋下〕千賀与八郎 〔抹消〕「志摩」
 「四十四間 武野昌治郎」「拾間 服部儀兵衛」
 「拾六間 鈴木□□守」「五間半 浅野真郎」「五間 三輪嘉重」
 「五間 三輪嘉重」「五間 いせ屋治右衛門」
 〔付箋下〕長拾五間 天王 元御船手役屋敷
 天王崎悪水落
 【図16】
 〔西岸〕〔堀川沿い〕草生 草生 畑 畑 畑
 〔西岸付箋〕「三間 大野屋仙左衛門」「六間半 大の屋徳次郎」
 〔付箋下〕長式拾二間 大野屋徳次郎 〔抹消〕「成瀬豊前守」
 〔付箋下〕長四拾四間 内田善藏 〔抹消〕「渡邊半藏」
 「式間 下條対馬」
 〔付箋下〕長拾五間 下條主馬 〔抹消〕「瀧川豊後守」
 「五間 石河典則」「八間 滝川彦次郎」

〔付箋下〕長拾五間 滝川彦次郎〔抹消〕「肥田□□」
「三間 津田平十郎」

〔堀川〕悪水除 長二十二間 文化五辰年出来 定井
〔付箋下〕長拾五間 津田平十郎〔抹消〕「」

●船繫柱 ●同 ●同 ●同 ●同 ●同

〔東岸〕〔堀川沿い〕草生〔抹消〕「御船方□船繫場」

〔東岸付箋〕「三間 今川屋惣兵衛」

「十一間半 小沢進十郎」 「拾間半 馬瀬四三兵衛」

〔付箋下〕長四拾老間 「元」御船手役屋敷

「十二間 岩井金之助」 「十間 岩井金之助」

「十四間半 鈴木吉兵衛」 「五間 小物屋継兵衛」

「六間半 吉田重右衛門」

〔付箋下〕長四拾七間半 聖運寺

〔欄外付箋〕是方北地券区中南区

「式間半 安兵衛 式間半 利八」

「式間半 利左衛門 式間半 庄九郎」

「式間半 初藏 式間半 吉左衛門」

「式間半 伝吉 式間半 要吉」

「式間半 左吉 式間半 伝兵衛」

「式間半 吉田重左衛門 式間半 忠吉」

〔付箋下〕長三拾六間

【図17】

〔西岸〕〔堀川沿い〕畑 畑 畑

〔西岸付箋〕「七間半 佐藤喜内」

〔付箋下〕佐藤喜内〔抹消〕「」

「八間 岩村利八」 「五間 佐藤庄十郎」

〔付箋下〕式拾式間 明地

水野孫一〔抹消〕「小笠原三郎左衛門」

「四間 石工善助」

「八間 成田権十郎」

〔付箋下〕成瀬権十郎〔抹消〕「」

「七間 津田三十郎」

〔付箋下〕津田三十郎

〔付箋下〕水野孫一〔抹消〕「石黒丹下」

「拾四間半 津田三十郎」

〔付箋下〕〔抹消〕「石河主馬」

津田三十郎〔抹消〕「紙屋市兵衛」

「四間 石河太八郎」

〔付箋下〕長式拾六間 松井藤兵衛 石河太八郎

〔東岸〕〔堀川沿い〕〔抹消〕「長二十二間 借主木ヤ惣左衛門 薪□方」

〔抹消〕「」 日置胤船繫場

〔抹消〕「」 日置胤船繫場

〔東岸付箋〕「二」拾間 大野屋林蔵「十一間半 大野屋林蔵」

「式間半 平吉」 「三間 九吉」 「三間 忠蔵」 「九間 忠治」

「二間半 甚七」 「二間半 清八」

〔付箋下〕長三拾二間

「三間 板橋」

〔付箋下〕小川町悪水落

「十二間 齡助初五人」「五間 浦野松兵衛」
「二十七間 嘉七初九人」「拾壹間 甚介」

「四」 拾壹間 権右衛門」

（付箋下） 長六拾間

「十三間半 山澄龍吉」

「二」 拾間半 清兵衛」

【図18】

（西岸）（堀川沿い） 畑 河戸 六間 日置甚蔵 河戸 葭生 河戸

（西岸付箋）「八間 間宮六郎」「抹消」 弍間半 三間 藤七」

「十二間半 万屋清吉」「四間半 甚蔵持」「六間 日置橋」

（付箋下） 長四拾壹間 間宮六郎（抹消）「間宮善八郎」

「拾四間 万屋清吉」

（付箋下） 長三拾六間半 万屋清吉（抹消）「寺尾□□□」

「十四間 万屋清吉」

（付箋下） 長二拾九間 石河群十郎（抹消）「石河□□」

（堀川） 巾拾間半 川巾拾壹間半 日置橋

（東岸）（堀川沿い） 借主 竿や権左衛門（抹消）「」（抹消）「」（抹消）「」

巾四間 巾三間

（東岸付箋）「四間 柴田屋庄兵衛」

（付箋下） 長二拾二間 山澄達吉（抹消）「将監」

「九間 □□屋重助」「二」 三間半 藤七」

「七間 一尺 万屋仙右衛門」

（付箋下） 長三拾四間

「日置橋」「五間半 橋台」

「拾間 万屋仙右衛門」「四」 九間四尺 文四郎」

（付箋下） 長拾七間

（付箋下） 長式拾七間 阿部左膳（抹消）「□□」

「四間 新七」

（付箋下） 長拾壹間半（抹消）「成瀬半大夫」

【図19】

（西岸）（堀川沿い） 葭生 河戸

（西岸付箋）「式十五間半 鈴木寅三郎」「五間 渡邊万右衛門」

（付箋下） 長式拾九間半 鈴木寅三郎（抹消）「嘉十郎」

「十間 生駒頼母」

（付箋下） 長四拾壹間 生駒頼母（抹消）「□□」

「五間 鮎川信寿」「式十三間半 丹羽佐市郎」

（付箋下） 長式拾五間半 丹羽佐市郎（抹消）「野崎□□□□」

「小寺惣右衛門」

（付箋下） 長六間（抹消）「棚橋丈蔵」

長拾壹間（抹消）「大口屋清兵衛」

（東岸）（堀川沿い） 巾四間 巾三間

（東岸付箋）「三間半 六番屋重助」「五間 六番屋重助」

「八間 久家屋清次郎」「七間 大道寺勢次郎」

「九間 船大工庄兵衛」「二」 七間 船大工庄兵衛」

（付箋下） 長四拾四間 大道寺新四郎（抹消）「大道寺□□□」

「拾五間半 宗義」「抹消」「四間半」 五間 徳次郎」

「三間 西尾七助」「八間 船大工庄兵衛」

「三間 瓦屋輕吉」「十間 山形屋 太郎兵衛」

「拾貳間 幸吉」「四」十三間 葭町炭清」
「五間 同炭（抹消）」「清」之丞」「三間 明地 天王境内」
（付箋下）長七拾六間 大道寺玄蕃扣

【図20】

（西岸）（堀川沿い）葭生 草生
（西岸付箋）「三間 小寺（抹消）」「宗兵衛」「吉藏」「拾貳間 山田甚藏」
（付箋下）長三拾八間半 小寺吉藏（抹消）」「大山屋辰二郎」
「七間 林昇兵衛」
（付箋下）長拾五間 林昇兵衛（抹消）」「」
「元鑄造場」
（付箋下）長三拾二間 兼松源兵衛
「長拾七間 徳刑」「三間 □角太郎」
（付箋下）長拾七間 奎兵衛
「八間 無三殿□□橋台」
（付箋下）橋長五間半 巾二間 無三杓
道巾三間四尺
（東岸）（堀川沿い）（抹消）「長十五間」「」材木河岸 草生
三ヶ町船作事場 ヨシ丁船入大船
（東岸付箋）「式間 賀嶋竹三郎」「拾間 新兵衛」「十九間 松藏」
「八間 白木屋惣右衛門」
「四間（抹消）」「御鉄炮方」竹内兵六」
（付箋下）長五拾間（抹消）」「野崎□□」
「廿四間四尺（抹消）」「横井伊折介殿」横井半助」
（付箋下）長二拾九間半 横井兵吉（抹消）」「」

「五間半 服部与三治」

「貳拾八間半 服部与三治（抹消）」「」

「壹間 惣兵衛□□□」

（付箋下）長拾七間 服部与三治（抹消）」「成瀬大内藏」

「壹間 山王横町吹出し」

（付箋下）長十三間

「式間 石橋」

（付箋下）悪水路 道巾貳間

（付箋下）長二十一間

【図21】

（西岸）（堀川沿い）河戸

（西岸付箋）「拾間 矢野惣之丞」

「五間 佐藤兵四郎」（抹消）」「返上」五間 西尾曾六」

「壹間半 横井万之助」

（付箋下）長屋三左衛門

（付箋下）長六拾七間 横井万之助（抹消）」「十郎左衛門」

「四間 竹腰従五位」「五間 右同人」

「五間（抹消）」「古崎真次郎」戸崎詮」

（付箋下）長百五拾五間 竹腰従五位（抹消）」「山城守」

（東岸）（堀川沿い）巾六間 借主 船津屋七郎左衛門木場

巾五間 借主 船津屋七郎左衛門木場

（東岸付箋）「式十七間半 成瀬従五位」

「六間 大丸屋庄之助」

「拾三間式尺 服部与三治」

〔付箋下〕長七十八間 野崎〔抹消〕〔主税〕

道巾巻間

〔八拾五間 船津屋七兵衛〕

〔付箋下〕長三拾九間半 小瀬□吉〔抹消〕〔□□〕

【図22】

〔西岸〕〔堀川沿い〕法通 葭生

〔西岸付箋〕〔四間 木屋惣三郎〕〔廿〕〔五〕間 木屋惣三郎

〔十間 木物屋敷彦七〕

〔堀川〕〔抹消〕〔山城守殿扣悪水路〕

〔東岸〕〔堀川沿い〕巾五間 〔抹消〕〔鵜飼屋与次兵衛木場〕

巾五間

〔抹消〕〔垣間長三十四間 竹腰山城守船小屋〕

〔東岸付箋〕〔四〕〔廿七間 〔抹消〕〕〔葭丁□□〕炭屋清左衛門

〔五間 〔抹消〕〕〔□□〕炭屋屋窯之助

〔付箋下〕長三拾貳間 田辺〔抹消〕〔彦四郎〕

〔付箋下〕長三拾八間 井野口〔抹消〕〔六郎左衛門〕

〔四拾八間 三河屋藤助〕〔抹消〕〔三藤〕

〔抹消〕〔四十七間 三藤〕

〔付箋下〕道巾巻間

〔三間 瓦屋平蔵〕〔式拾間 竹腰〕

〔付箋下〕長四拾四間 茶屋〔抹消〕〔長意〕

【図23】

〔西岸〕〔堀川沿い〕長百五拾間 〔抹消〕〔下材木町源太郎木場〕

〔西岸付箋〕〔六間 空地〕

〔付箋下〕道巾三間

〔八間 古渡橋〕〔式拾間 惣三郎〕〔廿四間 彦七〕

〔六十五間 材木屋惣兵衛〕

〔付箋下〕長百六拾間 〔抹消〕〔内方御小納戸持〕

〔堀川〕古渡橋

〔東岸〕〔抹消〕〔巾七間〕巾三間 枅方木場

〔抹消〕〔長拾五間 上材木町与兵衛扣〕

〔抹消〕〔長七間半 元材木町文左衛門扣〕

〔抹消〕〔長三拾六間 志水甲斐守扣藏屋敷〕

〔東岸付箋〕〔六間 橋 巻間半 内地〕

〔付箋下〕古渡り悪水落

長五拾三間 枅橋木造物〔抹消〕〔枅方役所〕

〔枅方境より尾頭橋迄式百三十六拾間堀川此内と唱え年々拾貳

石余大代官方ト山納 法通無運上〕

【図24】

〔西岸付箋〕〔六間 以上〕〔六間 鈴木泰彦〕〔五間 都丸□□〕

〔付箋下〕長二拾間 悪水落〔抹消〕毛利源内

〔八間 〔朱書抹消〕〕〔返上〕加藤弥八〕〔式間 鈴木芳三郎〕

〔付箋下〕長三拾二間 藤田友吉

〔東岸〕〔堀川沿い〕巾六間

〔抹消〕〔長拾四間 下材木町武兵衛扣〕

〔抹消〕〔長拾四間 上材木町九兵衛扣〕

天王 長十五間 下材木町源太郎扣

巾四間

(抹消)「長五十間 上材木町善右衛門扣」
(町屋沿い) 長貳百三拾六間

本材木町 上材木町 下材木町 三ヶ町扣木場

【図 25】

(西岸) (堀川沿い) 長七十間 (抹消)「古渡り 長右衛門扣 木場」

長二十間 (抹消)「要助扣」

(抹消)「長三十五間 羽柴屋弥七扣」

(西岸付箋)「貳間半 惣八」「貳間半 天王境内」

「九間 (抹消)「返上」寺尾泰五郎」

「老間 寺尾才吉」(抹消)「」

「四間 彦七」

「三拾間 (抹消)「カギヤ八郎兵衛」材惣」

「六間 垓上」「六間 長嶋町 (抹消)「明地」甚七郎」

「三間 徳三郎」「四間 徳三郎」「三間半 米屋 甚九郎」

(付箋下) 長九拾間 尾頭橋迄

悪水落

「五尺 橋台 五間 橋 五尺 橋台」

(付箋下)「往還通り」

「七間 忠四郎」「三十 (抹消)「六」二間 藤屋武七」

「拾間 木屋惣太郎」

(付箋下) 長三拾五間

(堀川) 尾頭橋

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 巾二間半 畑

(抹消)「」

(東岸付箋)「九間 橋台溝共」

「九間 平井屋新七」

(付箋下) 長貳拾間半 (抹消)「」

(抹消)「」拾三間三尺 中井や善之丞」

(付箋下) 長貳拾間 石川忠治

【図 26】

(西岸) (町屋沿い) 長貳百間

(堀川沿い) 長貳百間 (抹消)「川方屋彦右衛門扣」

(東岸) (堀川沿い) 巾三間半 畑 同 同 畑

巾四間半 畑 同 同 同

巾五間 畑 同

(抹消)「」

(東岸付箋)「四拾四間 (抹消)「半」老尺 野尻や理右衛門」

「貳間半 (付箋) 貳間半 秋葉社」

(付箋下) 長拾五間 野尻屋利左衛門

(抹消)「貳拾間」十七間 (抹消)「半尺」五尺 伝右衛門」

「拾 (抹消)「間九尺」三間五尺 角三衛」

(付箋下) 長拾三間半 田中町扣権左衛門

「老間一尺五寸 新尾頭丁久兵衛」「三間五尺 新尾頭丁文吉」

「八間 新尾頭丁 善兵衛」「九間半 六間 六太郎」

「六間半 安兵衛」「三間 貳間 与八」

(付箋下) 長貳拾三間半 古渡り 要助扣

(抹消)「五」拾間 地藏堂」

(付箋下) 長四拾老間半 住吉扣

【図27】

(西岸) (町屋沿い) 従是 上 貳百間 下 九拾間

(堀川沿い) 巾一間

(抹消)「」

悪水杓

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 河戸 二間住吉

葭生 巾四間

長十五間 (抹消)「川方屋善右衛門扣木場」

河戸

(東岸付箋)「拾五間 妙安寺」

(付箋下) 長七拾五間 妙安寺

「三間半 渡辺半蔵」

(付箋下) 長四拾三間 渡辺半蔵下屋敷

【図28】

(西岸) (町屋沿い) 長九拾間

(堀川沿い) 巾八間 葭生

長拾三間 畑

長十二間 水稽古堂

巾六間

(東岸) (堀川沿い) 河戸

巾五間 葭生

(東岸付箋)「五間 馬場三十郎」

「五十間 小出彦七」

(付箋下) 長五拾三間 掃部頭殿御下屋敷

【図29】

(西岸) (町屋沿い) 長百八拾間

(堀川沿い) 巾四間

(東岸) (堀川沿い) 巾八間半 羽柴屋材木場 同 同 同

長六拾八間 羽柴屋源七材木場

巾九間 船江掘割 同 同 同 同

長五拾七間 雲心寺扣 新船繫場

(町屋沿い) 長七拾八間 妙安寺扣

長五拾七間 雲心寺扣

【図30】

(西岸) 長百貳拾八間 内法川通共 (抹消)「御」材木場

(東岸) (堀川沿い) 巾九間 畑 葭生

番所

(町屋沿い) 長貳拾八間 白鳥三新屋

長拾貳間 広井村扣

長三百六拾四間 白鳥役所構

【図31】

(西岸) 長貳百三拾四間半

【図32】

(西岸) 番所

白鳥 (抹消)「御材」木場

(※水路) 大夫堀 (付箋) 「大夫堀分間不抱」
長八拾五間

【図 33】

(西岸) 番所

惣長式百四拾間 御船蔵

(東岸) (堀川沿い) 番所

巾七間 畑

(抹消) 「船作事場」

巾拾間

長拾四間 岐阜屋河戸

(町屋沿い) 白鳥役所

(東岸付箋) 「拾八間 白鳥木場 南門外御役宅」

「五間 御船手河戸」

「(抹消) 「拾三間老尺」三十二間一尺キフヤ左兵衛」

「十一間五尺九才 古田佐左衛門」

(抹消) 「四拾壱間 古田屋治兵衛」

「式間四尺 師崎屋善三郎」

(抹消) 「八間半 田辺や源兵衛」

(付箋下) 長六拾五間 熱田白鳥町

(付箋下) 熱田材木町

【図 34】

(東岸) 長三拾間 番所 熱田中嶋

(東岸付箋) 「九拾間 井村屋五郎三良」

(付箋下) 長九拾九間

【図 35】

貝屋権左衛門 小嶋市左衛門 小嶋屋彦左衛門

(西岸) (町屋沿い) 堤長五十間 熱田新田

(堀川沿い) 渡場所戸

(堀川) 茅渡場

(東岸) (堀川沿い) 渡河戸

船作事場

(町屋沿い) 長式拾間 同人扣

長三拾間 同人扣

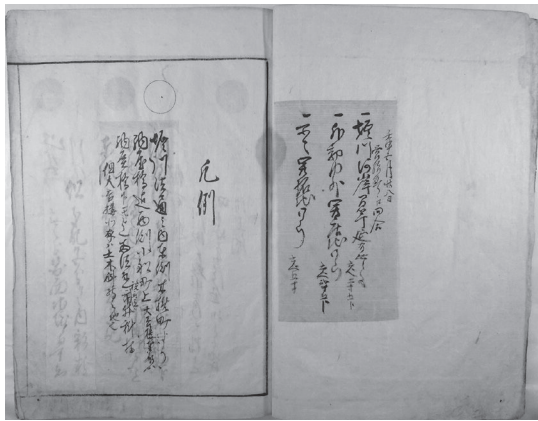
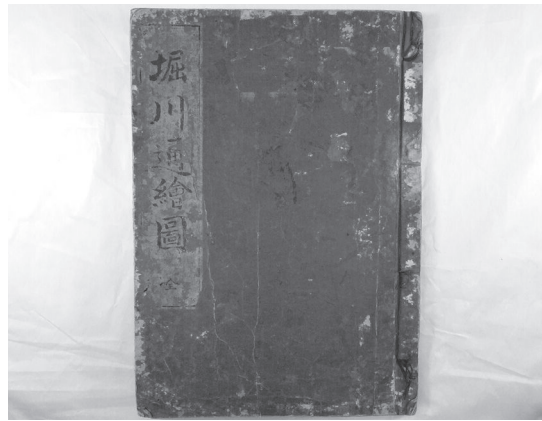


図 1



表紙

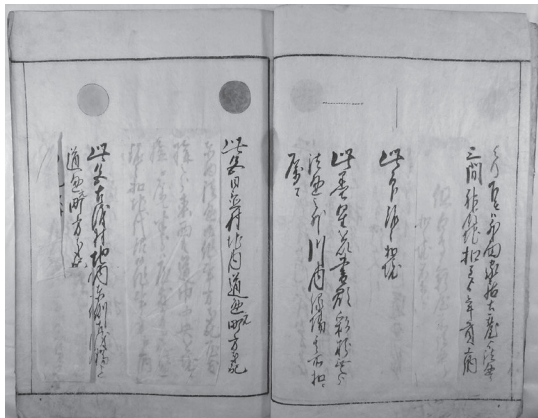


図 3

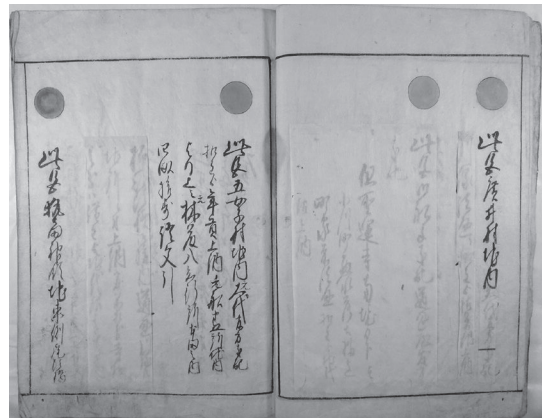


図 2

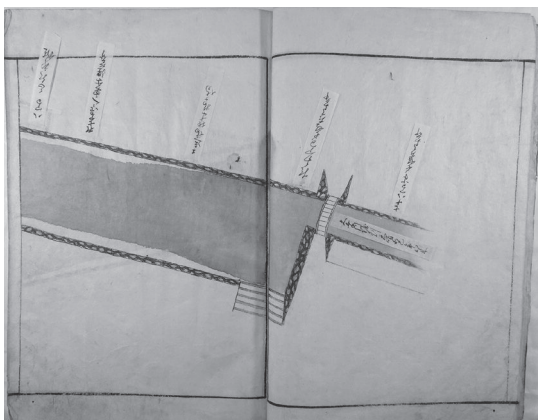


図 5

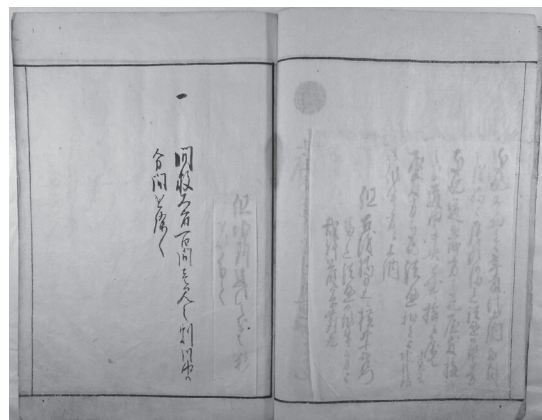


図 4

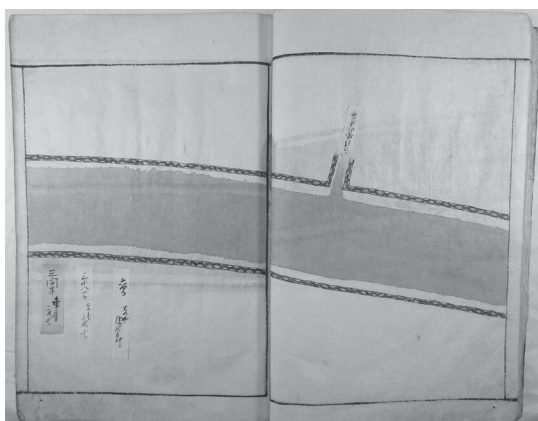


図 7

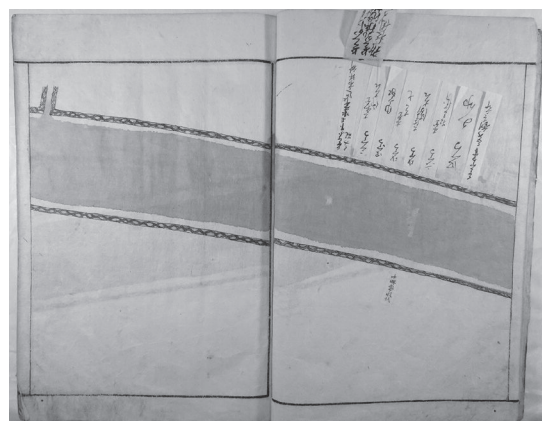


図 6

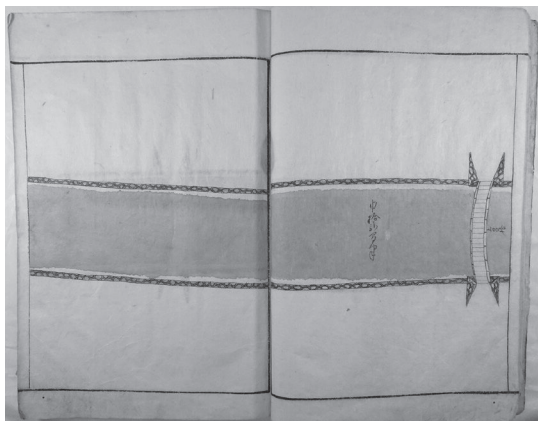


图 9

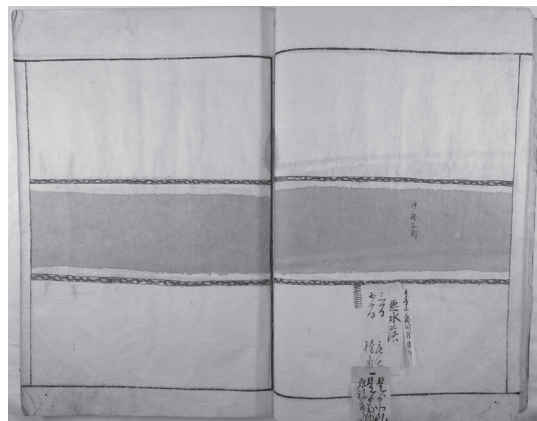


图 8

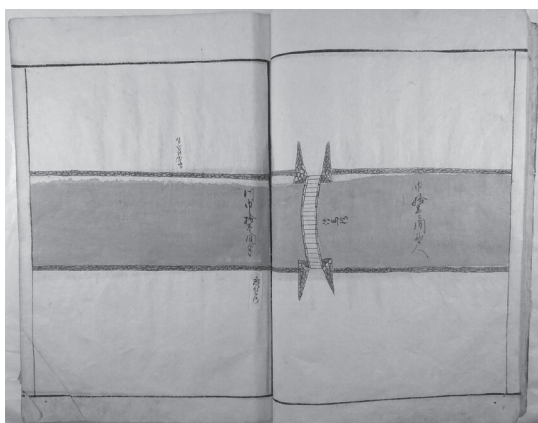


图 11

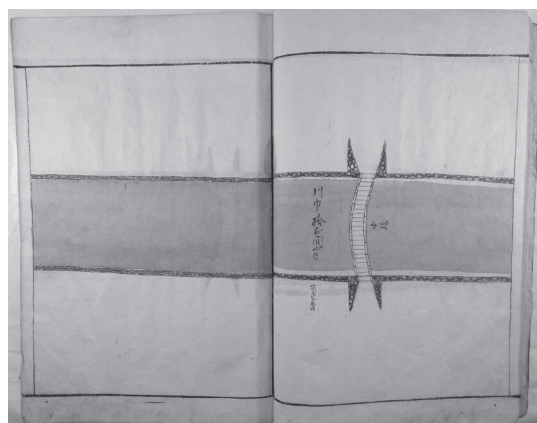


图 10

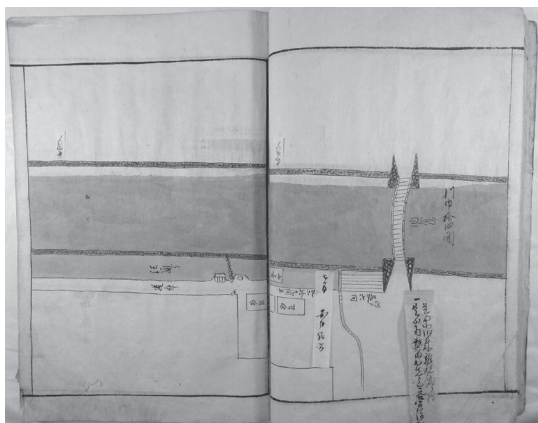


图 13

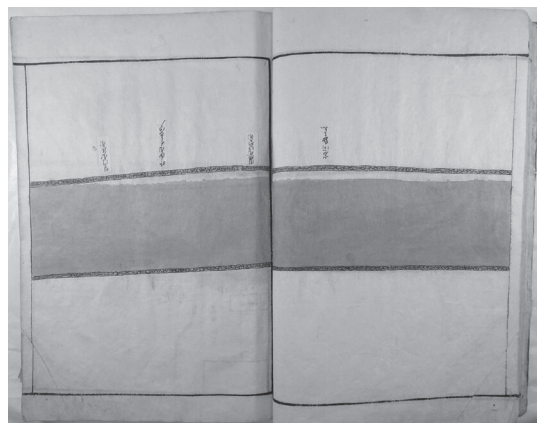


图 12

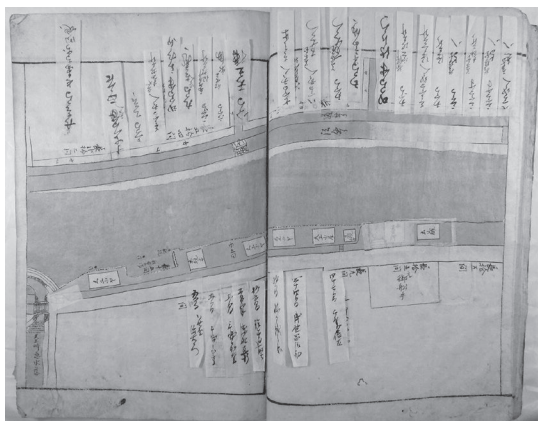


图 15

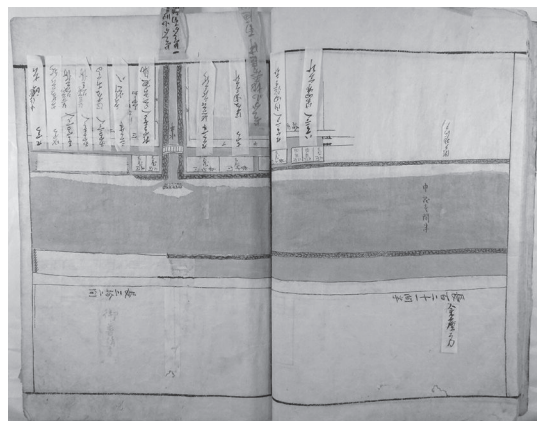


图 14

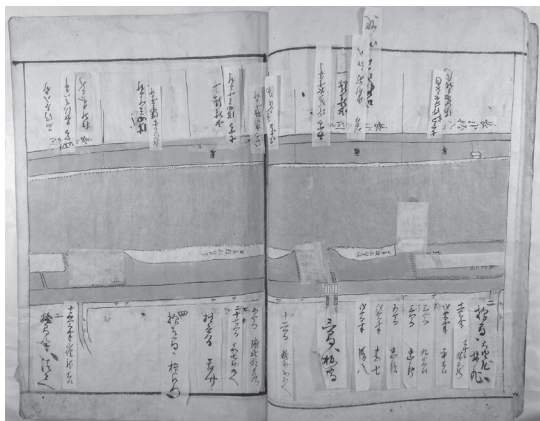


図 17

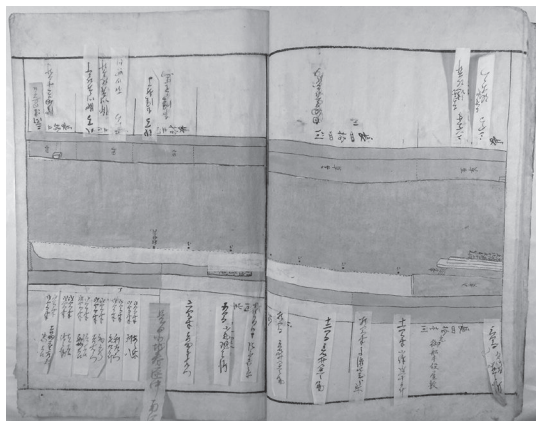


図 16

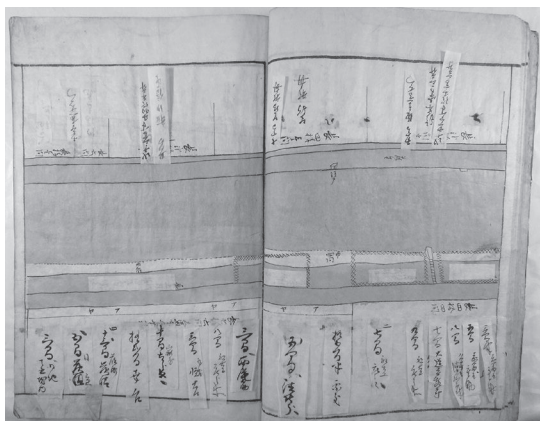


図 19

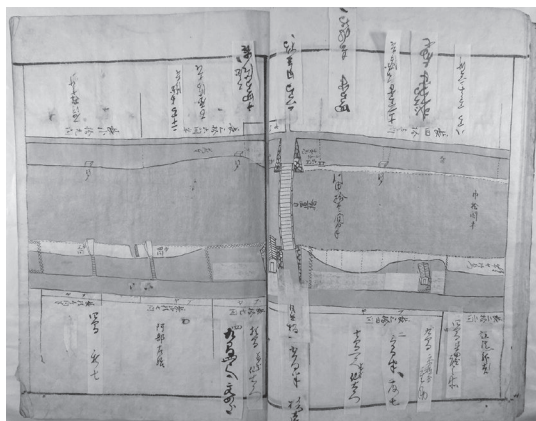


図 18

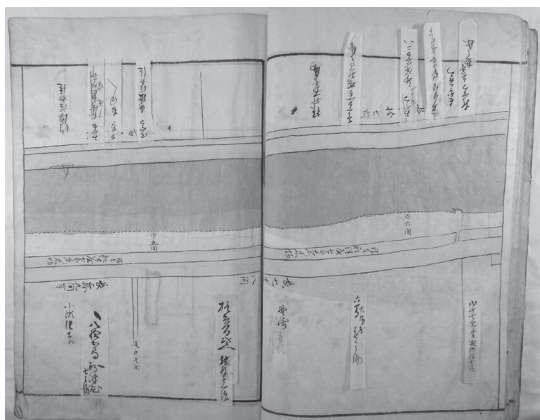


図 21

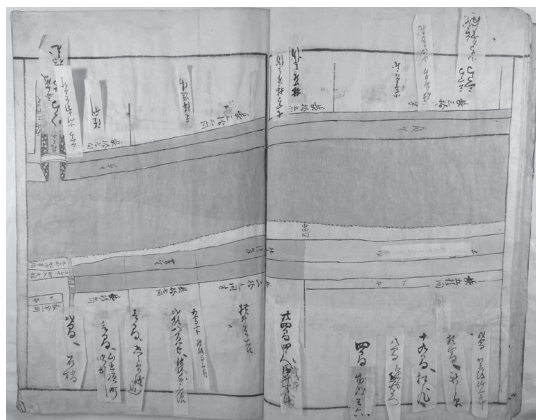


図 20

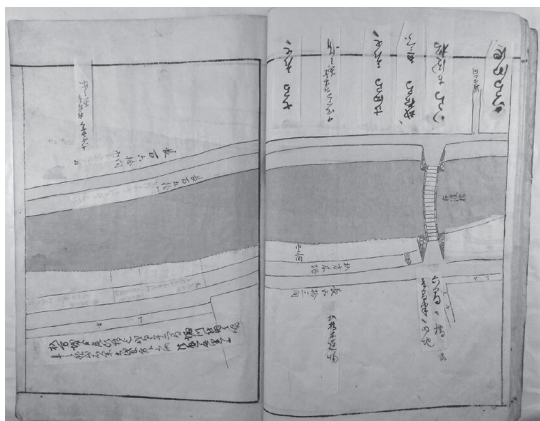


図 23

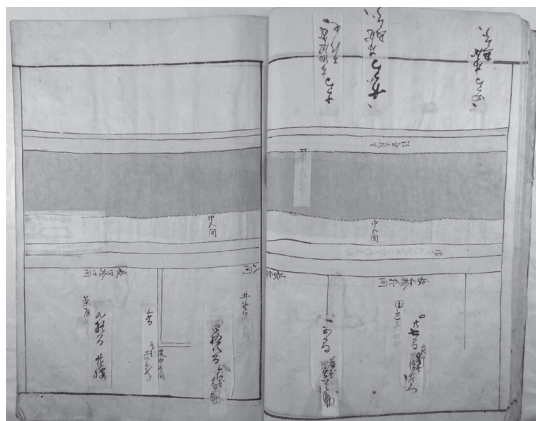


図 22

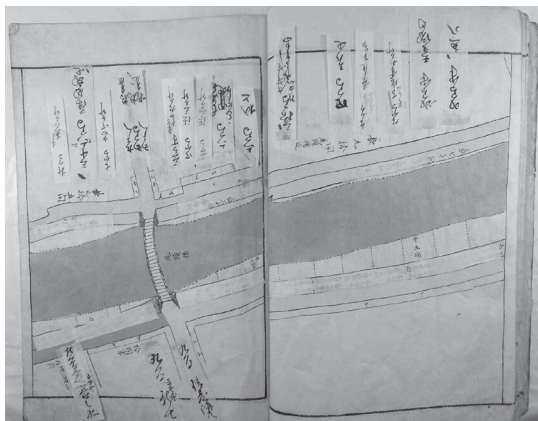


图 25

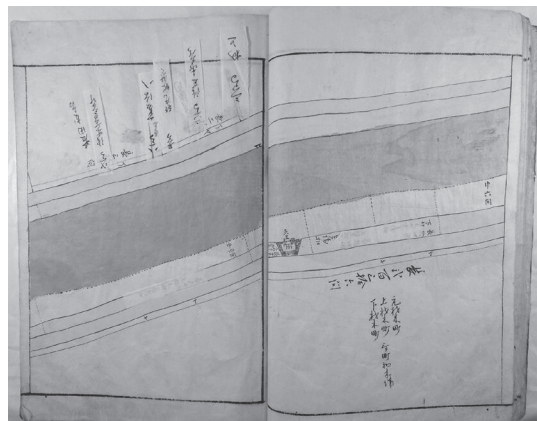


图 24

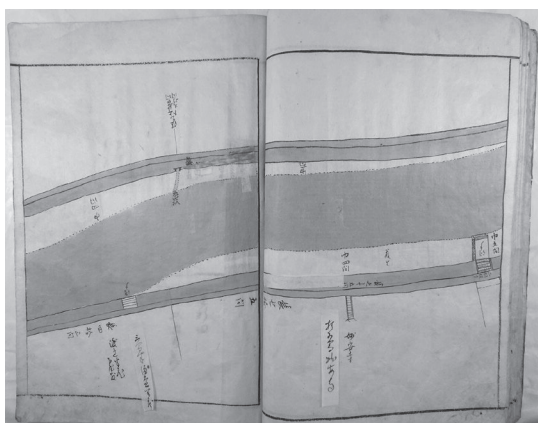


图 27

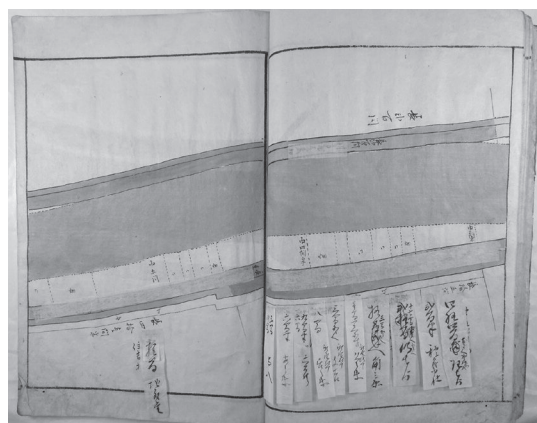


图 26

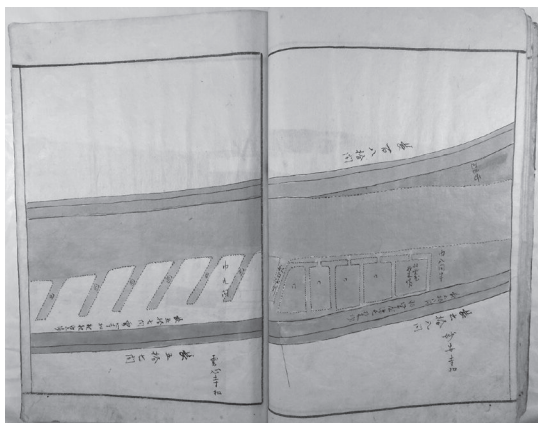


图 29

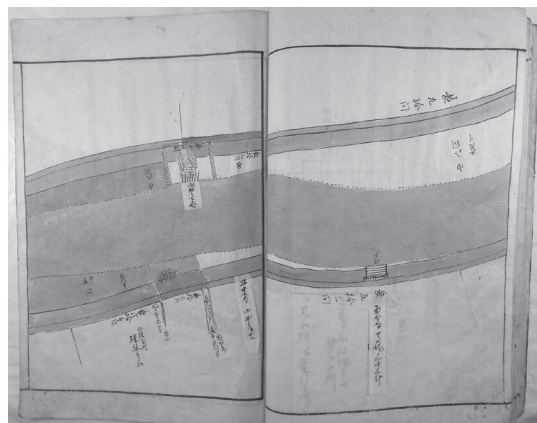


图 28

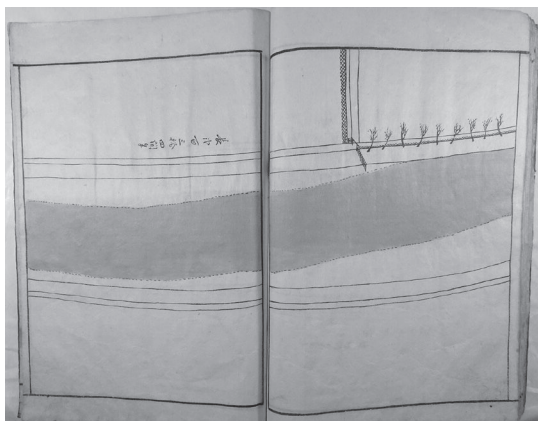


图 31

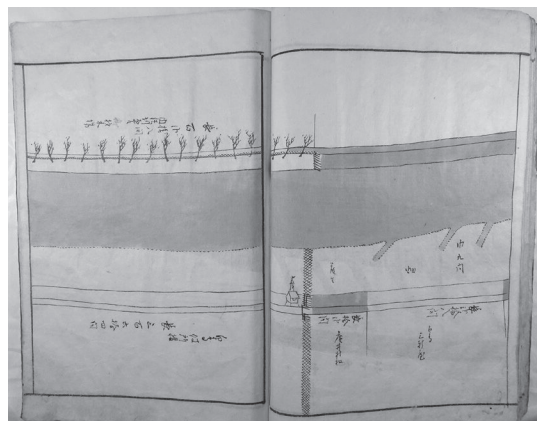


图 30

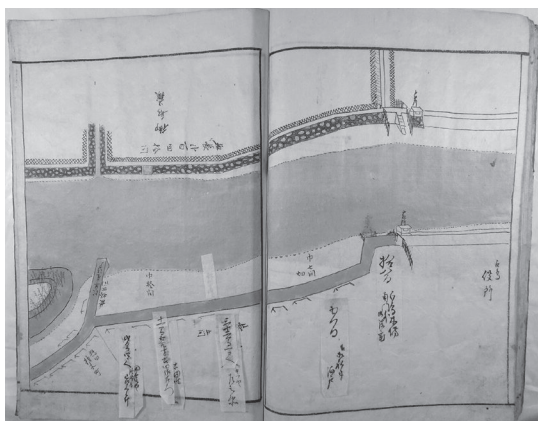


図 33

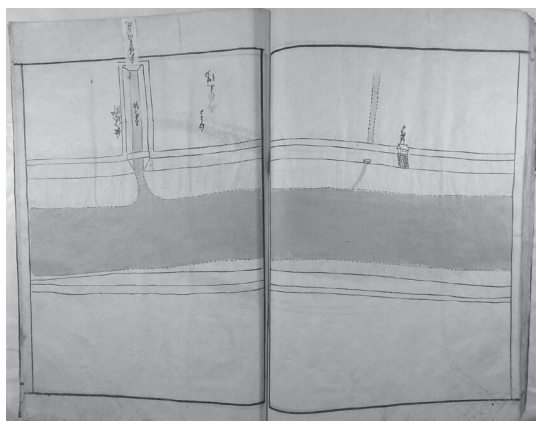


図 32

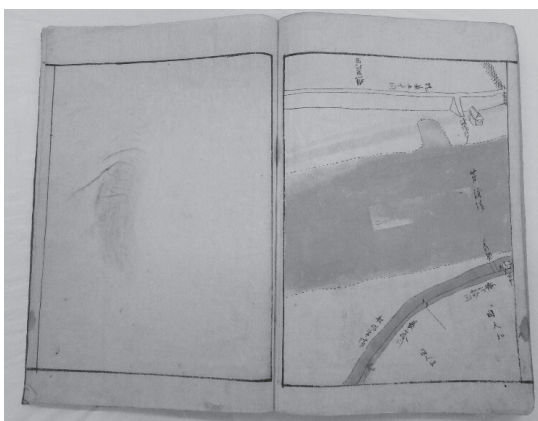


図 35

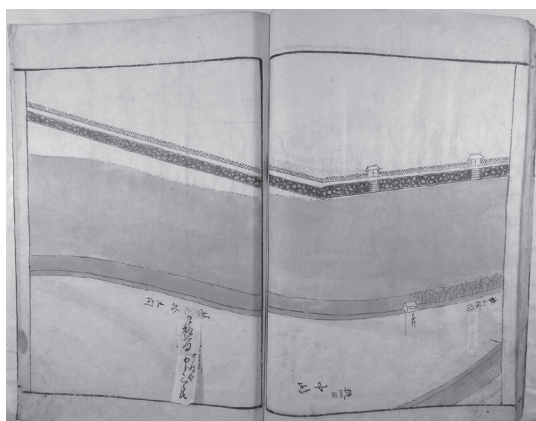


図 34

《Title》

Historical materials introduction of Horikawa river map

《Keyword》

Land use around Horikawa river, Nagoya castle town, Atsuta Kura-yashiki (rice storehouses) Ofunate-yakusyo (ship office)

Funagura (ship warehouse), Senga-Shimanokami, Senga-Nobutatsu, Bisyu-Chaya family, Itou-jirouzaemon, Early Meiji period